

株式会社札幌振興公社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社札幌振興公社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 普通索道及び特殊索道による旅客運送事業
2. 不動産の賃貸借及び管理並びに売買とその仲介、斡旋業務
3. 住宅用地、工場用地の造成及び都市再開発に関する企画、調査、設計、施工
4. 倉庫、駐車場、有料道路、自動車ターミナル等の公益的事業の管理運営及び経営
5. 観光・文化及びスポーツ並びに遊園施設の管理運営及び経営
6. 飲食店の経営及び日用雑貨品の販売業務
7. 旅行斡旋業
8. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
9. 自動車の賃貸業
10. 広告代理店業
11. 警備・清掃業及びビル・施設管理業
12. 人材派遣業
13. 市の委託を受けた事業の執行
14. 前各号に付帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を札幌市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、12万株とする。

(株券の発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第7条 当社の発行する株券の種類は、1株券、10株券、100株券、500株券及び1000株券の5種類とする。

(株主及び法定代理人の住所等の届出)

第8条 株主及びその法定代理人は、その住所、氏名及び印鑑を本会社に届出なければならない。これを変更するときも同じとする。

(株式の取扱)

第9条 当会社の株式に関する名義書換の手續及びその手数料、株券の喪失、汚損又は種類の変更による新株の発行及びその手数料については、取締役会の定めるところによる。

(基準日)

第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することが出来る株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3月以内にこれを招集し臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、社長がこれを招集し、その議長となる。この場合は、社長に事故のあるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれにあたる。

(議決権の代理行使)

第13条 株主又は法定代理人は、他の出席株主に委任してその議決権の行使を代理させることができる。この場合においては、代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議決方法)

第14条 株主総会の議事は、法令に別段の定めある場合の外、出席した株主の議決権の過半数でこれを決するものとする。

(議事録)

第15条 株主総会の議長は、議事録を作り議長及び出席した取締役の全員がこれに記名押印して当会社に保存するものとする。

第4章 役員及び取締役会

(取締役会及び監査役の設置)

第16条 当会社は、取締役会及び監査役を置く。

(員数及び選任)

第17条 当会社の取締役15名以内、監査役は3名以内とし、いずれも株主総会においてこれを選任する。

2 取締役会の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(補欠選任)

- 第 19 条** 取締役又は監査役中に欠員が生じたときは、株主総会を招集して補欠選任する。但し、法定の人員を欠かさないときは、その補欠選任を次回の株主総会又は次の改選期まで延期することができる。
- 2 補欠選任の場合の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 増員の場合の取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(取締役及び監査役の報酬)

第 20 条 取締役及び監査役の受ける報酬は、株主総会においてこれ定める。

(権限)

第 21 条 取締役は、取締役会を組織して当会社の業務執行に関する事項を決定する。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 22 条** 取締役会の決議をもって、社長 1 名を選定する。また、社長の他、専務取締役、役付取締役若干名を置くことができる。
- 2 社長は当会社を代表し、会社の業務を統括する。

(招集権者、議長並びに招集通知)

- 第 23 条** 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。この場合は、社長に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれにあたる。
- 2 取締役会の招集通知は、取締役全員の同意ある場合又は緊急を要する場合を除く外、会日の 3 日前にこれを発するものとする。

(議決方法)

- 第 24 条** 取締役会の議事は、取締役の過半数の同意をもってこれを決する。
- 2 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 取締役会の議長は、議事録を作り議長及び出席した取締役の全員がこれに記名押印して本会社に保存するものとする。

第 5 章 計算

(事業年度)

第 27 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 28 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 29 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払い開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。